

松山市スポーツ推進計画
＜改訂版＞

平成27年10月
松山市

はじめに

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法には、「スポーツを通して幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」と定められており、年齢、性別、障がいの有り無しに関わらず、スポーツは生活の質を高め、彩り、豊かな人生を送るために、大きな力となります。

松山市では、平成22年10月に、当時のスポーツ振興法に基づき、市民の誰もが自分にあった方法で生涯を通じてスポーツに親しむことを目的として、「松山市スポーツ振興計画」を策定しました。そして、計画の基本施策を通して、スポーツを楽しめる環境を一層充実させることにより、市民生活に彩りが添えられるとともに、人と人との新たな関わりが生じ、まちへの愛着と地域への帰属意識が醸成され、都市の活性化がもたらされるよう努めてきたところで

す。

平成29年には、第72回国民体育大会「愛顔つなぐえひめ国体」及び第17回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」が開催されます。これらを市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて市民の元気を創造する好機と捉え、愛媛県や関係種目団体、関係機関と連携し、スポーツの普及や円滑な運営などを目指すとともに、市全体の盛り上げを図っていきたいと考えています。

また、松山市では、「野球王国松山」の高い知名度と野球人気を生かし、地方球場では初めてとなる二度目のプロ野球オールスターゲームをはじめ、多くの大会・合宿の誘致を実現させてきました。今後もこの取り組みを継続していくとともに、これらのノウハウを生かし、他のスポーツについても積極的な誘致に努めていききたいと思えます。そのような中、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まったことから、松山市を全国そして世界に発信する好機と捉え、事前合宿など、更なる積極的な誘致に努めていききたいと考えています。

今回の「松山市スポーツ推進計画<改訂版>」は、平成22年10月に策定した「松山市スポーツ振興計画」の基本目標などは引き継いでいますが、市民の意識の変遷や情勢の変化などを踏まえ、スポーツ大会・教室の充実や、事故対応に係る意識の啓発促進などの取り組みを追加しました。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ねていただきました松山市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、様々な機会を通して御意見をいただきました皆様にご心から御礼申し上げますとともに、今後とも本計画が目指すスポーツの推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年10月

松山市長 野志 克仁

「松山市スポーツ推進計画＜改訂版＞」

目次

第1章	松山市スポーツ推進計画＜改訂版＞策定にあたって	
	1. 松山市のスポーツの現状と課題	1
	2. 計画の性格、位置付け	5
	3. 計画の役割	5
	4. 計画の期間	6
	5. スポーツの定義	6
第2章	計画の体系	
	1. 体系のイメージ図	7
	2. 基本理念	8
	3. 基本目標	9
	4. 基本施策	10
第3章	基本施策への取り組み方針	
	基本施策1 「スポーツに親しむ環境づくり」	11
	基本施策2 「年齢や体力に応じたスポーツをする 機会の提供」	18
	基本施策3 「地元のプロスポーツチームの支援」	23
	基本施策4 「スポーツの全国大会や合宿などの誘致」	24
	基本施策5 「スポーツ活動を支援する人材の確保」	25
	基本施策6 「スポーツに関する情報の発信」	26
第4章	計画の推進と評価	
	1. 計画の推進	27
	2. 計画の評価	27
資料編		
	1. 策定の経過	28
	2. 計画の策定に関わった松山市スポーツ振興審議会委員名簿	29